

「第 53 回 コーデックス連絡協議会」の概要について

厚生労働省と農林水産省は、平成 25 年 6 月 17 日（月曜日）に、「第 53 回 コーデックス連絡協議会」を霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館共用会議室 1219-1221 号室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、前回の連絡協議会で委員の関心が高かった分析・サンプリング法部会の議題4(a)についての補足、今年3月以降に開催された食品添加物部会、食品汚染物質部会、残留農薬部会、食品表示部会の報告及び本年7月から8月までに開催される総会及び食品残留動物用医薬品部会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 34 回分析・サンプリング法部会議題 4(a)

- ・汚染物質の基準値作成や測定にあたっては、ALARA(As Low As Reasonably Achievable)の原則や測定の不確かさを前提としているが、国内においてもこの概念をもっと浸透させることが重要との意見を頂きました。これについて、測定の不確かさを考慮した分析結果の解釈についての考え方が受け入れられるためには、基準値は適切に生産されているかどうかを判断する指標であり基準値をわずかに超えたからといってすぐさま人の健康に影響を及ぼす性格のものではないという点について理解が進むことが重要と考えている旨回答しました。
- ・放射性物質等の閾値のない物質についても ALARA の原則は適用されるのか質問がありました。これについて、閾値のない物質についても当該原則は適用されること、また、必ずしも基準値のみではなく摂食指導等のその他の措置と合わせて施策を講じることが重要である旨回答しました。
- ・化学物質の濃度と測定値のばらつきの関係について、資料中で紹介されているばらつきの程度は分析過程の希釈操作等を加味しているのか質問がありました。これについて、分析法に希釈操作が含まれているか否かに拘わらず資料で紹介した程度のばらつきが通常想定される旨回答しました。
- ・測定の不確かさの典型値について、化学物質の種類に左右されるのかについて質問がありました。これについて、測定の不確かさの典型値は、様々な物質を分析した結果を統計解析して得られた値であり、化学物質の種類に関係しない旨回答しまし

た。

(2) 第45回食品添加物部会

- ・ 議題5(a)について、乳製品の食品添加物条項の策定作業にあたっては、日本の実態が反映されるようにとの意見を頂きました。これについて、これまでも業界から国内の状況を伺っており、これらを考慮して電子作業部会に取り組む旨回答しました。
- ・ 議題5(b)について、アルミニウムを含む食品添加物条項の策定にあたり日本としてどのような提案ができるか質問がありました。これについて、現在行っているマーケットバスケットの結果を考慮して対応を検討する旨回答しました。
- ・ 議題8(b)について、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合（JECFA）が着色料の再評価を行うこととなっているが、日本国内でも再評価を行うのか質問がありました。これについて、現段階では既存添加物の安全性の評価を優先しているが、着色料を含め、指定時期の古い添加物の取扱いは、今後の検討課題である旨回答しました。
- ・ 議題5(a)について、食品添加物の「乳化剤、安定剤、増粘剤」及び「pH調整剤」以外の機能の具体例について質問がありました。これについて、例えば氷酢酸はpH調整剤としての機能以外に保存料としても使用されている例がある旨回答しました。
- ・ 議題5(b)について、アスパルテーム同様に、スクラロースの安全性も国内で議論されたのか、またナイシンの漬物等への使用拡大は反対だがどのように考えているのか質問がありました。これについて、スクラロースは食品安全委員会や厚生労働省により最近評価を行ったということはない旨、ナイシンの使用規定の拡大について申請があった際は、漬物やそれ以外の食品への使用の妥当性や耐性菌の問題について確認していく旨回答しました。

(3) 第7回食品汚染物質部会

- ・ 議題14について、コメ中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範の策定見込みについて質問がありました。これについて、討議文書に記述された低減対策に関して、これらが地域を超えて適用可能な管理措置となるか、次回の部会で改めて議論される予定である旨回答しました。
- ・ 食品汚染物質部会は他の部会に比べ議題数が多いが、どう対応するのか質問がありました。これについて、前回の部会では、全ての議題を平等に扱いつつも効率的に議論を進める必要性が指摘された旨回答しました。
- ・ 議題5について「乳児用調製乳」の鉛の最大基準値（ML）がかなり低い値に引き下げられるようだが、その分析法をどうするのか質問がありました。これについて、現時点ではまだML値の引き下げは決定事項ではなく、引き下げが決定事項となった際にはその値とともに分析法も議論されることとなる旨回答しました。
- ・ 議題6について、放射性物質のガイドライン値（GL）のMLへの見直しの中止は残念であり、せめて継続にできなかったのかとの質問がありました。これについて、今

回は改めてJECFAにリスク評価を依頼するほど科学的知見が十分に集まっていなかったため作業を中止することになったが、コーデックス規格はその都度得られる科学的知見に従って随時見直していくものである旨回答しました。

(4) 第45回残留農薬部会

- ・ 議題6(b)について、農薬投薬量と残留量の関係は農薬が生物に与える毒性を勘案しても正比例といえるのか質問がありました。これについて、作物に薬害が出ないとされる濃度の範囲内のデータでは農薬投与量と残留量の間には正比例が認められると考えられる旨回答しました。
- ・ 今回のメーカーがサポートしない場合の評価の事例で、日本の農薬の評価を進めるにあたり参考となる知見は得られたのか質問がありました。これについて、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) からの報告では案件により得られるデータが異なるためケースバイケースで判断すべきとの結論の一方、基本的な考えとして、評価者が論理を構築する上で必要なデータは不可欠であるとの考え方が強調されていた旨回答しました。
- ・ 農薬最大残留基準値 (MRL) や暴露量の推定に必要な残留データが足りない場合に不確実性を考慮しながら、あるデータをできるかぎり有効活用していくことが重要との意見を頂きました。これについて、重要なお意見と考える旨回答しました。
- ・ ネオニコチノイド系農薬がミツバチへ与える影響に注視すべきとの意見を頂きました。これについて、今回のEUの措置は食品安全の観点から実施されたものではなく、コーデックスで議論されるものではないが、農薬の登録業務を担っている農林水産省としては、今後も適正なリスク評価、管理をしてまいりたい旨回答しました。

(5) 第41回食品表示部会

- ・ 議題 3 について、「milk」の表示につき、「coconut milk」は認められる一方で「soybean milk」が議論の焦点となるのはなぜかとの質問がありました。これについて、「soybean milk」の「milk」の表示の可否は第 18 回アジア地域調整部会でも議論されたが、食品表示部会の場で「milk」の表示に強いこだわりのあるインド、EU、酪農業界等を中心にアジアの地域規格案について議論するのは適切ではないと議長が判断したため、アジア地域調整部会で再度議論することとなった旨回答しました。
- ・ 議題 5 について、エチレンの使用に関する議論は 10 年以上続いており、有機の観点ではやはり問題があるのではないかと指摘がありました。これについて、今回は玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制に関する議論だが、以前は同じエチレンの使用でもキウイの追熟やパイナップルの開花誘発等の別の品目・用途での議論であった旨回答しました。
- ・ 議題 3 について、非発酵大豆製品として遺伝子組換え大豆を使用する製品の表示の範囲は豆腐や醤油まで及ぶのか質問がありました。これについて、非発酵大豆製品

の定義上豆腐は含まれるが醤油は含まれない旨回答しました。

- ・議題4について、韓国のように日本においてもトランス脂肪酸の表示義務を課すべきとの意見を頂きました。これについて、各国の動向やコーデックスの議論等を基に検討してまいりたい旨回答しました。
- ・議題6について、日本では、例えば冷凍→チルドといった流通形態の場合、科学的根拠を示せば日付表示を変更することが可能だが、輸入品には基準がないためその概念をはっきりさせるべき、また、同部会で日付表示を規定する際にはこのような流通実態等に即した細やかな対応が可能となるよう検討すべきとの意見を頂きました。これについて、日本国内では、保存方法とセットで温度帯変更者が日付を変更できることとなっており、基本的には輸入品も同じ扱いであるが、自治体間で変更する際のルールに差異が生じていることがあることは認識しており、今後、統一したルールとなるように検討予定である旨、また、同部会では流通実態だけでなく年月日の記載等、表示のヴィジュアルに関するルールも問題視されており、今後の動向に注視してまいりたい旨回答しました。
- ・議題4について、食塩不添加表示の条件案について日本は支持するののかとの質問がありました。これについて、我が国が明確にしたかった箇所が明確化され、かつ議事録にもそれが記録されたため、支持して差し支えない旨回答しました。また、当該表示について食塩そのものの添加を規制するオプション2ではなく、ナトリウム塩不添加を要件とするオプション1で妥当であるのかとの質問がありました。これについて、オプション1で差し支えない旨回答しました。

(6) 第36回総会

- ・仮議題10について、プロセスチーズの規格に関する議論は終了するという選択肢はあるのか質問がありました。これについて、議論の結果としてありうる旨回答しました。
- ・FAO/WHOが実施しているリスク評価に必要なリソースが不足している問題について、日本も具体的な対処方針を定めるべきとの意見を頂きました。これについて、日本はこれまでも国際機関に対する任意拠出金や人の派遣等により貢献してきたが、今後は民間資金を活用するためのファンドのルール作りにも注視し、リスク評価の独立性が十分に確保されるよう適切に対応していく旨回答しました。

(7) 第21回食品残留動物用医薬品部会

- ・動物用医薬品は水産物も対象とするのか質問がありました。これについて、水産物も含まれるが、当該部会で実際に議論されている対象は主に哺乳類である旨回答しました。
- ・養殖魚へのワクチンの使用管理について、ワクチンを使用している有機養殖魚といえるのか質問がありました。これについて、国内での養殖魚のワクチンの使用に関しては安全性が担保されていると考えるが、ワクチンを使用したときの有機表示

の取扱については次回連絡協議会にて担当者より説明させる旨回答しました。

— お問い合わせ先 —

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室
担当：横田、齊藤（電話：03-5253-1111 内線 2408）

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課
担当：坂下、岡本（電話：03-3502-8111 内線 4471）